

第4章

老後資金と年金情報

世界有数の長寿国となった日本では、「人生100年時代」を見据えた経済社会システムの再構築が始まっています。定年退職後の生活は約30年。公的年金以外に老後資金として2,000万円が必要と公表した金融庁（金融審議会・2019年）の報告書も大きな話題となりました。住宅資金、教育資金、老後資金が人生の3大資金と言われる通り、老後にかかる費用は莫大なものとなります。幸せに人生を全うするためには、自分の限られた財源を有効に使う手立てを考えおかなければなりません。

さまざまな支出項目の中でも、医療と介護に関わる支出には注意が必要です。団塊世代が75歳以上となり国民の約4人に1人が後期高齢者となる2025年が目前の今、少子高齢化による財政・医療・介護への深刻な影響が懸念されています。2021年6月には医療制度改革関連法案が参議院本会議で可決・成立し、一定所得以上の75歳以上高齢者の窓口負担割合が2割に引き上げられることとなりました。高額療養費については、2018年8月診療分から、上限額の変更(引上げ)があり、上限額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度になりました。上限額は、年齢や所得によって異なり、70歳以上の場合は外来だけの上限額も設けられています。高額療養費の支給申請は加入している公的医療保険で行います。入院時点で償還払いにしたくない場合は、加入の医療保険から「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける必要があります。

老後の収入項目	老後の支出項目
年金収入	生活費（夫婦28万～35万）
定年後の給与収入	ライフィベント費
雑収入（資産運用 他）	医療・介護費用
退職金	葬儀費用
預貯金額	予備費・リスクマネジメント費 等

シニア格言

希望に生きるものは、常に若い

老後に貯蓄なしは不安です！

医学の進歩などにより平均寿命が伸びたことで、老後生活は長くなりました。ゆとりあるシニア生活を送るために必要な資金や貯金の目安を知り、老後資金不足にならないように老後資金計画を立てることをお勧めします。予想しておかなければならぬ資金額は、「平均支出×平均余命」で計算します。

● 老後の生活資金

総務省発表の家計調査報告(平成29年2月)によると、高齢夫婦無職世帯(世帯主が65歳以上で2人以上の無職世帯)における1ヶ月の支出額は約28万円、単身世帯は約15万円となっています。また、(公財)生命保険文化センターによると、ゆとりある生活費には1か月約35万円が必要との試算がでています。自分の生活水準を決めましょう。

● ライフイベント資金

子供の教育費用、結婚費用、住宅費用(リフォーム)、余暇活動費、冠婚葬祭費、車の買い換え、大型家電、家具等の購入費、生命保険、損害保険、自動車保険等があります。

● 資産管理

安全性の高い貯蓄計画を立て、退職金等を活用する資産運用商品(自己責任による運用)、不動産、財産、年金収入、預金残高を把握しておきましょう。

● リスクマネジメント資金

病気、怪我、災害、事故、介護、入院等による医療費(誰にでも起こりうるリスク)等や予備費も考えておきましょう。

社会情勢等の変化が生活にさまざまな影響を与えることも考えられます。例えば、物価が上昇すれば日々の支出額が増えるため、貯金が不可欠となります。少子高齢化により労働人口が減り、シニア世代の財源である年金制度の存続も不透明な今、シニア生活を豊かにするためには、毎月の支出額を見直して、少しでも手元に残すための手立てを考えましょう。

健康長寿を全うするためにも、貯蓄寿命を長く延ばす努力をしておきましょう。

年金の仕組み

- 国民年金(老齢基礎年金)…日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人
- 厚生年金(老齢基礎年金+老齢厚生年金)
 - …厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務する全ての人

社会に出て、会社勤めをすると強制的に給与から厚生年金保険料が引かれます。それが自分の老後生活を守る基盤となります。年金を受給するようになると、2ヶ月分が偶数月の15日に本人口座に振込まれます。

厚生年金基金		
国民年金基金	老齢厚生年金(報酬比例部分)	老齢基礎年金
老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢基礎年金
1号被保険者(自営者等)	2号被保険者(会社員等)	3号被保険者(会社員の配偶者)
<ul style="list-style-type: none">・(2021年度) 1ヶ月の保険料 16,610円・65歳から満額支給の場合は、 年額780,900円 (月額約65,000円)が受給額	<ul style="list-style-type: none">・社会保険料は労使折半で納付 (社会保険料とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等を言います)・厚生年金加入中、「ねんきん定期便」が毎年はがきで届く。	<ul style="list-style-type: none">・2号被保険者に扶養されている 20歳以上60歳未満の配偶者は保険料の納付義務がなく、 保険料納付済期間として将来 年金が支払われる。

※事故や病気で障がい者になったら障害年金、被保険者が亡くなった場合には、遺族年金が支払われる。



ヒント 年金受給はいつから？

一般的には65歳以上が高齢者とされていますが、現在の実情には合っていないため、日本老年学会(老年学を代表する組織)が、高齢者の定義と区分について検討を始めました。未来を見越して、厚生労働省は2013年に高齢者雇用安定法を改正し、定年を60歳から65歳に引き上げる法整備を行いました。2025年4月から、65歳定年制はすべての企業の義務化が検討されています。これに従い、近い将来、年金開始年齢は70歳からになると予測されます。2022年4月からは、現行では70歳までの年金繰下げ受給の上限年齢が75歳に拡大され、原則の65歳よりも前から受け取る繰り上げ可能期間(上限60歳)と合わせると、60歳～75歳までの15年間が受給開始時期の選択肢として存在することになります。

シニア格言

無い時の辛抱、ある時の僕約

シニア層が知っておきたい年金知識

かなり複雑な公的年金の仕組みですが、理解を深めておきましょう。

●老齢基礎年金

⇒保険料納付済期間と保険料減免期間などを合算した受給資格期間が10年以上ある場合、65歳から受け取れる年金。最低受給資格期間が、平成29年8月より10年に引き下げられた。

●報酬比例部分の老齢厚生年金

⇒加入期間中の報酬および加入期間によって決まる年金額。平成15年3月までの計算(賞与を含めないと)、それ以降の計算(賞与を含める)で決定する。

●特別支給の老齢厚生年金

⇒支給開始年齢を段階的に引き上げる制度。男性昭和36年4月1日、女性昭和41年4月1日以前に生まれ、次のすべての条件を満たしていることが必要。

- ・ 老齢基礎年金を受け取るために必要な資格期間（10年）を満たしていること。
- ・ 厚生年金保険の加入期間(共済組合加入分も含む)1年以上であること。
- ・ 受給開始年齢（60歳）に達していること。

●雇用保険の失業給付と年金

⇒特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は、同時に受け取れない。

●在職老齢年金

⇒年金を受給する人が会社に勤務した場合、一定額を超えた収入がある場合に制限がある。70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入する場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所に勤務した場合、老齢厚生年金の額と、給与+賞与の額(総報酬月額相当額)の合計(60～64歳の場合28万円、65歳以上の場合は47万円超)に応じて、年金の一部または全額が支給停止になる。(厚生年金保険に加入できるのは70歳未満まで。また、非正規雇用の働き方アルバイト等は含まれない)

●老齢厚生年金の繰上げ支給と繰下げ受給

⇒年金の受給は原則65歳からだが、希望すれば60歳から75歳まで、自由に受給開始時期を選ぶことができる。65歳より前に繰り上げ受給を申し込むと、1ヶ月0.4%(2022年4月以降)が減額される。例えば20万円の年金額の人が60歳から受給した場合、24%の減額となり、152,000円が生涯支給されることとなる(90歳までの年金総額5,472万円)。

65歳より後に繰下げ自給した場合は、1ヶ月0.7%増額、さらに長生きをすることを見越して75歳から受給した場合は84%増額となり、368,000円が支給される(90歳までの年金総額6,624万円)。申請をすると、途中変更することはできないため、いつから受給するかを慎重に考える必要がある。

●遺族厚生年金

⇒夫婦共に老齢厚生年金を受給する場合、配偶者の老齢厚生年金の比例報酬部分の4分の3相当額が、配偶者の老齢基礎年金に上乗せされ支給される。支給要件は年金の加入期間(保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間の合計期間)が25年以上あることで、配偶者の年金額が多い場合は、配偶者の老齢厚生年金額を超えた差額が加算され支払われる。

MEMO

シニア格言

失敗とは転ぶことではなく、起き上がらないことである

老後資金のシミュレーション

あなたの年齢	歳	平均寿命（男性）	歳まで	年間
配偶者の年齢	歳	平均寿命（女性）	歳まで	年間

● 収入金額と期間、総額

あなたの公的年金	月額	万円	期間	年	総額	万円
その他収入(個人年金含)	月額	万円	期間	年	総額	万円
配偶者の公的年金	月額	万円	期間	年	総額	万円
その他収入(個人年金含)	月額	万円	期間	年	総額	万円
収入額合計						万円

● 現在の貯金額（預貯金、退職金、生命保険等）

万円

● 支出金額の計算

生活費(夫婦時代)	月額	万円	期間	年	総額	万円
生活費(一人時代)	月額	万円	期間	年	総額	万円
ライフイベント費	子供の結婚、リフォーム、車の買替、葬儀費用					
介護費用	現時点の平均額 約500万円 × 2名分					
ローン返済	住宅、車等の現在残高					
予備費	医療費、交際費、突発的支払					

支出額合計
万円

収入額
(収入 + 貯金額) 万円 — 支出額 万円 = 必要額となります

あなたの老後資金の必要額は 万円 です。

第5章

介護知識と必要な費用

総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者人口は3,617万人(2020年9月15日現在)。総人口に占める高齢者の割合は28.7%と過去最高を記録し、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には35%を超えて国民の3人に1人が高齢者になると推測されています。歳を重ねていけば必ず誰かの援助が必要となります。その時どうすればよいのか？制度がよく解らないし、手続きは複雑で面倒なイメージがあります。介護サービスを受けるまでの手順を把握し、介護にかかる費用を理解しておきましょう。

介護保険制度とは

介護保険制度は市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の方々が、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になった時に、費用の一部を支払って介護サービスを利用できるしくみです。

介護保険の自己負担割合

1. 基本的には1割負担

要介護認定を受けた方が介護保険サービスを利用すると、その対価として介護事業者に「介護報酬」が支払われます。介護報酬は、利用者の「自己負担」と「介護給付」から成り立っており、ほとんどの利用者の自己負担割合は、介護保険サービスにかかる費用全体の1割です。

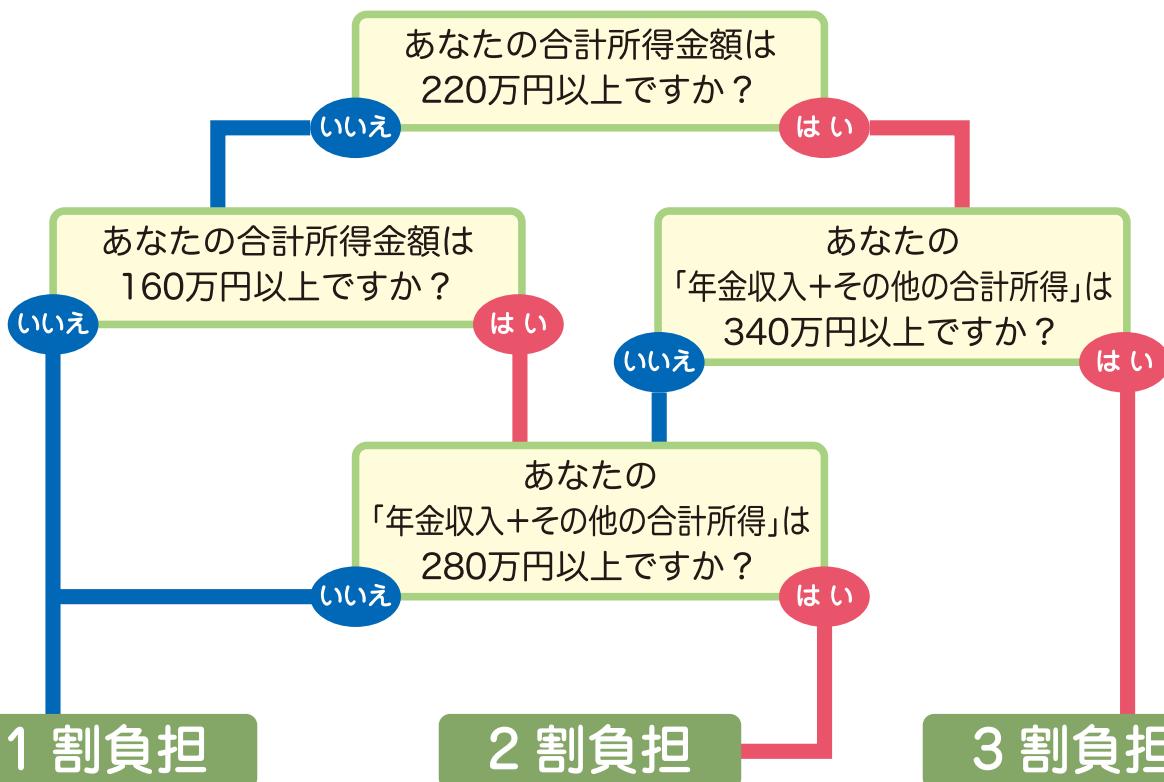
2. 所得によって2割、3割負担

介護保険制度を維持し、その公平性を確保するために、2015年8月より、現役並みの所得がある高齢者については介護保険サービスの自己負担割合が2割に引き上げられました。さらに2018年8月からは、所得によっては3割となるように改正されました。

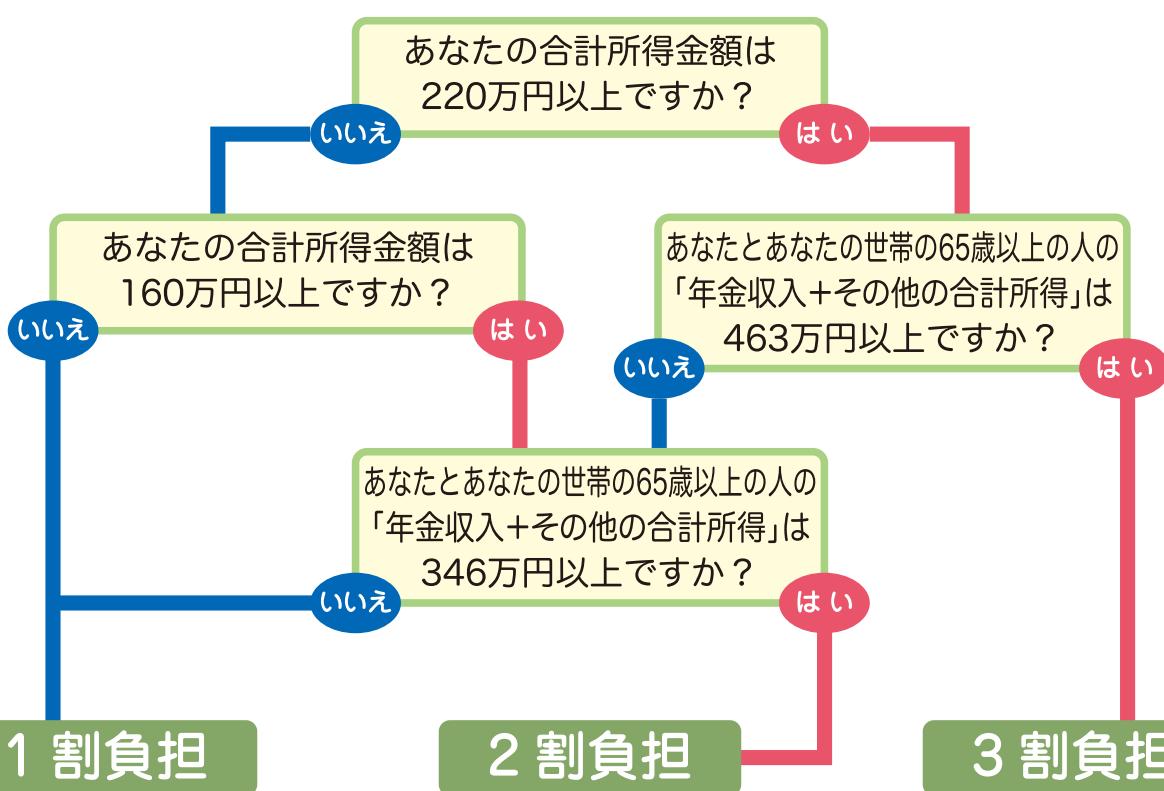


介護保険料 負担割合判定チャート

世帯に65歳以上の方が1人の場合（単身者含む）



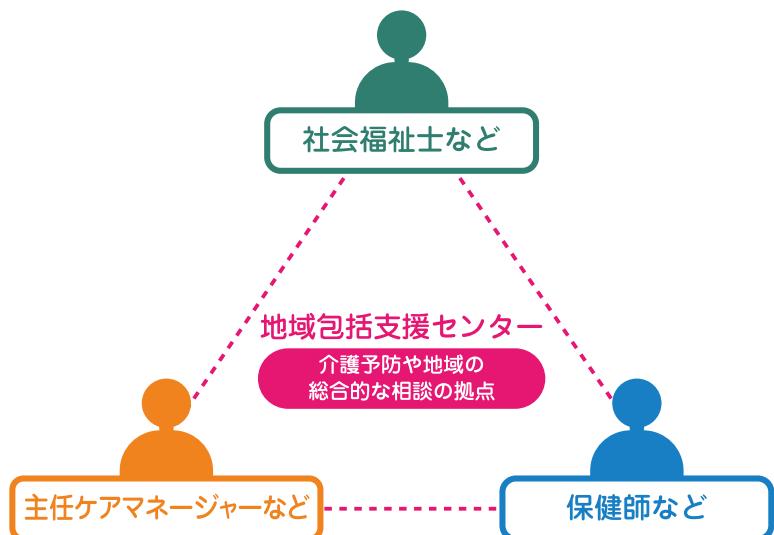
世帯に65歳以上の方が2人以上の場合



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります。

地域包括支援センターに相談する

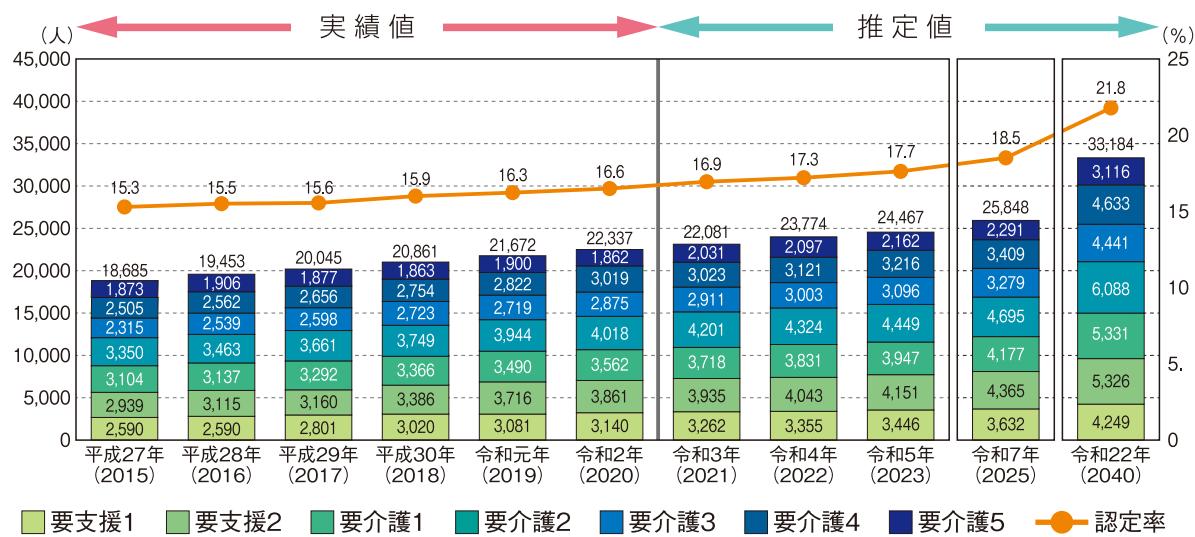
日常生活が不便になってきたと思ったときや、食事をしたことも忘れた
り、同じことを何度も繰り返す言動など今までと違った様子がうかがえた
ら、恥ずかしがったり遠慮した
りしないで、まずは地域包括支
援センターや行政機関に相談に
行きましょう。高齢者の皆さん
の心身の状態やその変化に合わ
せて必要なサービスが途切れな
く提供されるように、ケアマネ
ージャーへの助言や医療機関な
ど関係機関との連携・調整を行
います。



介護認定を申請する手順

- 介護サービスを利用するためには、行政機関の窓口へ要介護・要支援認定申請が必要。申請は本人又は家族のほか、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者、介護保険施設なども代行できる。
- 申請には、第1号被保険者(65歳以上)は「介護保険被保険者証」、第2号被保険者(40歳から64歳)は医療保険の被保険者証の写し、併せて主治医の氏名や医療機関名がわかるもの及び個人番号がわかるもの(マイナンバーカードなど)が必要。

【参考】要介護・要支援認定者数及び認定率の推移



出典 にっこり安心プラン第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画(令和3年3月)

認定調査から審査・判定、認定・通知まで

- 調査員が訪問し、日常生活の様子や介護状況を調査。この調査結果や主治医の意見書をもとに、介護の必要度を審査・判定。判定結果に基づき、要介護度を認定され、通知と被保険者証が届く。

サービス計画（ケアプラン）の作成

- 在宅でサービスを利用したい場合は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に応じた「居宅サービス」を利用することができる。
- 居宅サービス計画は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の専門家に作成を依頼することができ、本人や家族、サービス事業者と話し合いのうえ、利用者の状況に応じた適切な計画を作成（無料）。要介護1～5は、居宅介護支援事業者、要支援1・2は、地域包括支援センターと、要介護度に応じ、依頼先が異なる。
- 国や地方自治体などが運営する「公的施設」、民間企業が運営する「民間施設」があり、それぞれ入居条件が異なる。例えば、公的な特別養護老人ホームの受け入れ介護度は原則要介護3以上だが、民間施設では要支援1～2でも受け入れ可能となる場合がある。

利用者負担

- 介護（予防）サービスを利用したときの利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割又は3割（前年の所得によって決定）。利用するサービスによって、利用者負担とは別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もある。

介護保険で利用できるサービス

介護保険で利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる居宅サービスと、それ以外の在宅でのサービス、施設へ入所して利用する施設サービスなどがあります。利用する方の心身の状況などに合ったサービスを選んで有効に活用しましょう。

シニア格言

健康な人は気づかない。病人だけが健康を知っている。

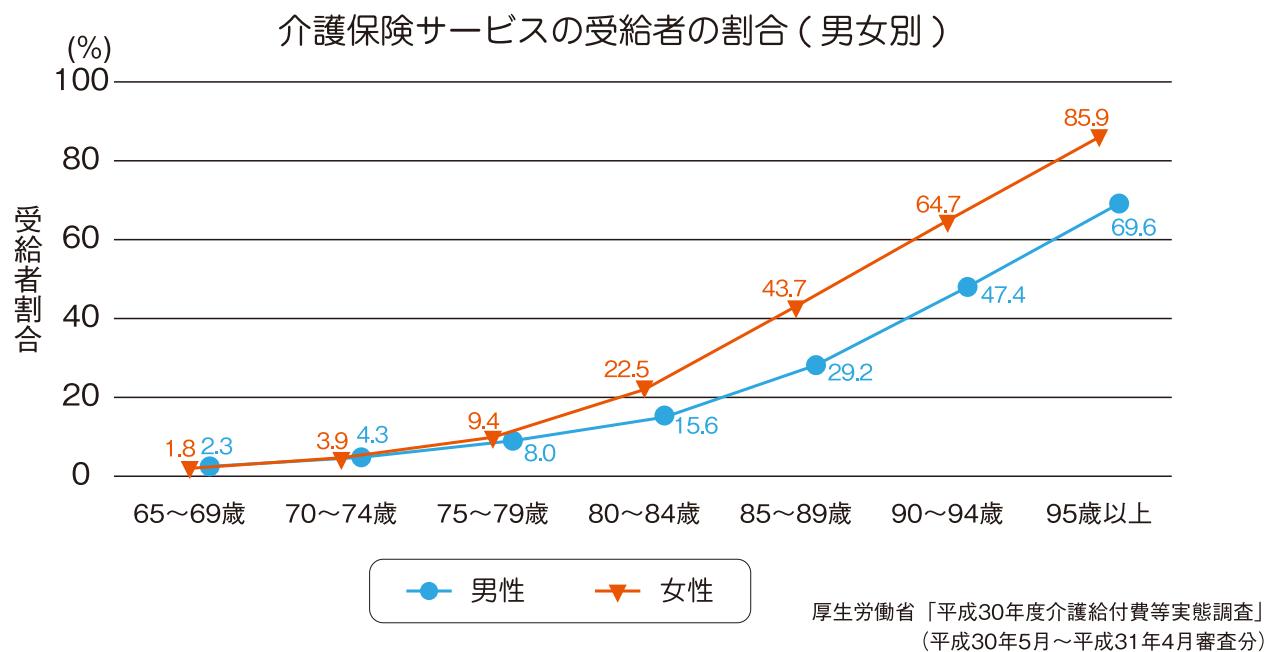
目的別 利用可能な介護サービス

自宅での家事や介護の手助けがほしいとき	訪問介護(ホームヘルプ) 訪問入浴介護
自宅でリハビリや医療チェック、療養のアドバイスを受けたいとき	訪問リハビリテーション 訪問看護 居宅療養管理指導
外に出て介護や機能訓練を受けたり、みんなと交流したいとき	通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア)
気分転換をしたり、家族の介護の手を休ませたいとき	短期入所生活介護 短期入所療養介護(ショートステイ)
生活の場としての施設でサービスを受けたいとき	特定施設入所者生活介護
家庭での介護環境を整えたいとき	福祉用具貸与 特定福祉用具購入費の支給 住宅改修費の支給 紙おむつ購入費の支給
地域の特性を生かしたサービスを受けたいとき	認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設入所者生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護
介護保険が適用される施設へ入所したいとき	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設(老人保健施設) 介護療養型医療施設／介護医療院

制度改正に伴い、医療費や介護費などについて、本人や家族の負担が大きくなっています。若年世代労働者の減少が進んでおり、今後医療費の自己負担額上限の引き上げが進み、実際1カ月どのくらいかかるのか、利用料以外にもかかるものは何かを把握しておきましょう。

医療費、介護費(所得により負担額が増額)、おむつ代、レクリエーション代、通信費(携帯、インターネット利用料、テレビカード他)理美容費、その他(歯磨き、クリーム他)等、3~5万円の予算が必要

介護費用が必要になる時期



介護費用の平均額

平成30年度の「生命保険に関する全国実態調査(公益財団法人生命保険文化センター調べ)」によると、1カ月にかかる介護費用は平均7.8万円。介護期間は4～10年未満(28.3%)、10年以上(14.5%)で、平均54.5カ月(約4年7カ月)となっています。

**介護費用の平均月額は、7.8万円×54.5カ月=425万1,000円
一時費用の平均額 69万円を+すると…494万1,000円**

上記の計算式で分かる通り、夫婦世帯の介護費用は2人分で約1,000万円が必要になります。「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査(2013度・厚生労働省調べ)」によると、介護を必要とする親にかかる費用について5割強の子供は「負担していない」と答えており、介護費用は親自身が負担しているのが現状です。子供に負担してもらうことは難しい時代です。自分自身で備えておくことが理想的です。

シニア格言

陽気でいることが最上の健康法！

第6章

エンディングノートの活用法

あなたの身に何かあったとき、核家族で離れて生活をしている子どもたちには親の普段の生活状況が見えないため、家庭内や個人情報が分からず、どうしたらよいか困ってしまいます。残された家族が困らないよう、自分の希望を明確なものにしておきましょう。司法統計年報家事事件編（令和元年度）によると、年間の遺産分割事件数は12,785件。過去10年間、概ね増加傾向にあり、令和元年度に認容・調停が成立した遺産分割事件の遺産総額ごとの件数を見ると、5,000万円以下が全体の約43%でトップとなっています。

相続トラブルとなる原因のNo.1は不動産で、不動産を複数の相続人で分割するのは難しく、現金がない場合は相続税の納税が困難となります。つまり、「金なし、家あり、相続人数が多い」ことがトラブルを引き起こす要因となります。遺言書を残すほどではないと考えている方は、自分の備忘録としてエンディングノートを作成して、書類等の保管場所を伝えておきましょう。軽く考えたり、認識不足は迷惑に繋がります。自分の老後や将来の人生計画に役立つエンディングノートを活用することで、将来の不安が“安心”へ変化します。相続紛争に発展しないよう、元気なうちに遺言書やエンディングノートという形で、準備をしておきましょう。

遺言書とエンディングノートの違い

	遺言書	エンディングノート
法的効力	法的効力あり	法的効力なし
費用	自筆証書…収入印紙、印鑑証明、内容証明郵便代程度（無効になる場合が多い） 公正証書…財産総額や相続人数によって異なるが、有料	かかるない
目的	財産分与 (相続の申告は死亡を知った日の翌日から10か月以内)	家族・資産状況・葬儀・延命治療等、自分の状況と希望を伝える
必要項目	相続分の指定・遺言執行者の指定・相続人の廃除・遺産分割指定と禁止・相続財産の処分等、必要記載事項が規定書式で記されていないと無効となる	書き方の決まりはない 書く内容は自由
相談場所	●公正役場（宇都宮公証センター） 宇都宮市大通り4-1-18 宇都宮大同生命ビル7F 電話 028-624-1100、028-622-9876 ●弁護士会 ●司法書士会 ●行政書士会 等	●日本ファイナンシャルプランナーズ協会 ●エンディング研究会 等

エンディングノート記入のポイント

- ① 状況の変化に合わせて修正、訂正をする
- ② 書ける項目からまとめていく
- ③ 重要書類のコピーを貼ったり、同封しておいても良い
- ④ 個人情報に注意を払う
- ⑤ 定期的に見直す



エンディングノートの記載項目

① 私の情報

氏名・生年月日・出身地・血液型・居住地・学歴・経歴・仕事・身分証明書・運転免許証・資格取得情報・マイナンバー・カード（銀行、ガソリン、ETC、携帯、住民票、印鑑証明、図書、店舗等の会員カード、ICカード他）・趣味・好きな食べ物・好きなこと・旅行情報・ペット・健康状態（かかりつけ病院、歯科医院、過去の病気やケガ、常用している薬、アレルギー）・健康保険証・介護保険証等

② お金について

現金・預貯金（金融機関名、口座番号、印鑑）・毎月の引き落とし詳細・ネットバンク

③ 保険について

社会保険・生命保険・医療保険・自動車保険・火災保険（地震）・傷害保険（各加入保険会社、契約年月、証券番号等）

④ 年金について

公的年金（年金番号、年金額）・個人年金（加入保険会社）

⑤ 不動産やその他の資産

不動産・貴金属・ブランド品・着物・自動車・有価証券

⑥ 借入金や貸付金

ローン（住宅、教育、自動車など）・保証債務の経過

⑦ クレジットカードについて

クレジットカード会社・暗証番号・セキュリティコード・リボ払い

⑧ 携帯電話、パソコンについて

インターネット（プロバイダー情報、各種サイトのパスワード）・死後の処分

⑨ 家族、親族について

家族の名前、生年月日・親族の情報・家系図・家紋

⑩ 友人、知人リスト

緊急時の友人連絡先・所属団体・仕事関係

⑪ 看護、介護について

入院した時の看護人・介護の希望・医療や介護にかかる費用

⑫ 終末期について

治療方法・余命の告知・延命治療・臓器提供・任意後見人の有無

⑬ 葬式、お墓について

葬式の希望（家族、自然）・祭壇・遺影・音楽・遺言の有無

人は生まれた環境、成長段階の家庭の事情、社会生活で身に着けたそれぞれの生き方から、生きる価値感の違いがあります。自分にとって必要と思われるものを優先して、重要なことは書き残しておきましょう。

ホームページや書店で販売しているエンディングノート等を参考にして自分の備忘録としてまとめておきましょう！



ヒント

残された家族や大切な人たちに、「ありがとう」を！

人生の節目ごとに時間や思い出を共有して過ごしてきた人たちへ、感謝の気持ちを込めてメッセージを残しましょう。深く心に刻んだあなたのメッセージが、悲しみを乗り越えて生きていく支えになるでしょう！



危機管理チェックシート

もしものときの備えについてどのくらい真剣に考えていますか？今の自分についての認識不足は、将来への漠然とした不安につながります。今の自分に何が足りないのかをチェックして、危機管理に役立てましょう。

- 出生時の本籍地を知っている
- 健康診断の結果や持病、かかりつけ医の情報を記録している
- 突然の入院の際、看病してもらうキーパーソンを決めている
- ペットの情報を記録している
- 預貯金口座を全て把握している
- 有価証券や金融資産のリストを作成している
- 持っているクレジットカードを把握している
- 携帯電話やパソコンについての情報をまとめている
- 家族、親族の連絡先をまとめている
- 病気や認知症など判断能力が衰えてしまったときに支えてくれるキーパーソンを決めている
- 告知や終末医療についての希望を記録している
- 要介護状態になったときの介護の希望をまとめている
- 自分の法定相続人が誰かを知っている
- 遺言書を書いている
- 葬式についての希望を考えている
- お墓の準備をしている

シニア格言

一番の近道は、たいてい一番厳しい道だ！

相続税の知識

平成27年1月1日以降、相続税に関する基礎控除額の改正や、遺産額1億円超の税率と控除額が細分化されました。
※基礎控除額以内は納税申告は不要

相続税は、遺産総額を確定し、遺産相続人ごとに按分し、基礎控除額を引いた後、各相続人の相続分に応じた納税額が決まります。

被相続人が生前居住していた不動産に、相続人(生計を一にする)が居住していた場合は、宅地部分の相続財産から、330m²までは小規模宅地特例法として80%が減額されます。

●相続税の申告（死亡10カ月以内）《配偶者と実子3人の例》

死亡時の 固有資産	小規模宅地 特例適用額	死亡時の 流動資産	3年以内 贈与財産	合 計	控除できる相続財産		非課税限度額		基礎控除	合 計	課 税 対象額
					葬式費用	国団体 寄付金	死 亡 退職金	生命保険			
12,000万 土地10,000万 建物 2,000万	4,000万 土地 2,000万 + 建物 2,000万	死亡退職金 3,000万 生命保険 3,000万 現金預金他 5,000万	3,000万	18,000万	1,600万	1,000万	2,000万	2,000万	5,400万	12,000万	6,000万
計算方法 配偶者 6,000万×1/2=3,000万(配偶者控除16,000万) …………配偶者の相続税は0円 実 子 6,000万×1/2×1/3=1,000万 1,000万×15%-50万=100万×3人 …………子供の相続税額は合計300万円											
基礎控除	3,000万+600万×法定相続人の数					小規 模 宅地特例 計算法	土地10,000万にかかる課税評価× (被相続人が居住した減額割合1-0.8) =2,000万				
死亡退職金 (課税限度額)	500万×法定相続人の数(3年以内の支給額に対して)					生命保 險 課 稅 限度額	500万×法定相続人の数				

税 表	税 額	税率	控除額	税 額	税率	控除額
	1,000万以下	10%	—	5,000万～10,000万以下	30%	700万
	1,000万～3,000万以下	15%	50万	10,000万～20,000万以下	40%	1,700万
	3,000万～5,000万以下	20%	200万	20,000万～30,000万以下	45%	2,700万

(相続税の速算表 国税庁HPより一部抜粋)

●贈与税について

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。つまり、生前に財産を譲り受けた場合に贈与税が発生します。贈与税の課税制度には「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、どちらかを自分で選択することができます。

●暦年課税…長期にわたって毎年110万円以内の金額を無税で贈与できる(1年間の贈与財産合計額を基に贈与税額を計算して申告)。原則として贈与者・受贈者の制限がなく、血縁や姻戚など関係なく誰から誰にあげても良いが、税率は祖父母や父母などの直系尊属から、その年の1月1日において20歳以上の子や孫などへの贈与の場合は「特例贈与財産用(特例税率)」を使用し、それ以外の贈与については「一般贈与財産用(一般税率)」を使用して贈与税額を計算する⇒コツコツと資産移動をしたい人、贈与対象者が多い人に向いています。

●相続時精算課税…一時期に2500万円以内の金額を贈与できる(贈与時に贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算申告)。贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の直系尊属、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の推定相続人および孫(養子も含む)⇒短期間に大きな金額を贈与したい人、将来値上がりする財産がある人、収益不動産を贈与する人などに向いています。

エンディングノート

※このノートは一例です。書ききれない場合は市販のエンディングノート等を活用しご記入ください。

●ENDING NOTE の使い方

○書けるところから始めましょう

全項目を完璧に記入することは大変です。まずは書けるところから始めましょう。

一気に書こうとせず、気が向いたときに少しづつ書き始めましょう。

○何度も書き直しても大丈夫

時間がたてば気持ちも変わっていくものです。

気が変われば何度もノートを書き換えて構いません。書いた日付を記入しましょう。

○書いたらノートのことを家族に伝えましょう

せっかく書いたのにいざという時に見てもらえなければ意味がありません。

個人情報もあるので家族や信頼できる人に伝えておきましょう。

ENDING NOTE

記入日

年 月 日

いつ記入した情報が分かるようにしましょう

自分自身について自分自身の情報をまとめておきましょう

氏名 生年月日

出生地 本籍地

趣味 特技

保険証(番号と保管場所)

年金手帳(番号と保管場所)

銀行口座(銀行名と支店名)

不動産 種類(土地・田畠・建物・アパート) 住所

(土地・田畠・建物・アパート) 住所

(土地・田畠・建物・アパート) 住所

好きな食べ物 嫌いな食べ物

楽しかった思い出

これからやりたいこと

医療・介護について

介護や医療の現場でどんなケアをしてほしいかの希望を記入しておくと、もしものときに家族の負担を軽減することができます

どこで介護をしてほしいか

- 自宅 施設や病院 家族・親族に任せる その他 ()

誰に介護してほしいか

- 家族 ヘルパーなど介護専門家 家族・親族に任せる その他 ()

介護の費用について

- 年金や貯金をあててほしい 家族や親族にまかせる

- 保険に加入している (保険会社名) 保険名 ()

病名や余命告知について

- すべて告知してほしい 告知してほしくない

延命治療について

- 延命治療をしてほしい

- 延命治療より痛みを和らげる緩和的医療を重視してほしい

- 昏睡状態で、意識回復の見込みがない場合は延命治療をしないでほしい

その他 医療・介護について記しておきたいこと

葬儀・法事について

残されたご家族が葬儀など様々なことを決める際に困らないよう、あなたの意思や希望を具体的に書いておきましょう

葬儀の規模

- 盛大にしてほしい 一般的な規模でいい 家族と親族だけで実施 しなくていい

- 喪主になってほしい人 配偶者 息子 娘 その他 具体的な名前 ()

- 葬儀のスタイル 自分の宗教 自然葬 お別れ会 その他 ()

依頼したい寺院・教会・神社がある

名称 住所 ☎

- 葬儀費用 自分で用意 (預金 互助会 その他会員制度 ())

- 家族に任せる

お気に入りの自分の写真 (添付)

その他 葬儀・法事について記しておきたいこと

私に何かあったら連絡して欲しい友人・知人

書ききれない場合は
……グループの代表者を書いておく

氏名	連絡先（電話、メールアドレス）	備考（趣味友だち。仕事関係…）

大切な方へ思いを伝えましょう

□夫へ □妻へ □息子へ □娘へ □父へ □母へ □ _____ さんへ

□夫へ □妻へ □息子へ □娘へ □父へ □母へ □ _____ さんへ

□夫へ □妻へ □息子へ □娘へ □父へ □母へ □ _____ さんへ

□夫へ □妻へ □息子へ □娘へ □父へ □母へ □ _____ さんへ

その他